

企画競争説明書

業務名称： モロッコ国アフリカ交通人材育成プロジェクト

調達管理番号： 20a00488

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月25日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年11月25日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：モロッコ国アフリカ交通人材育成プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2024年8月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年3月 ～ 2023年4月

第2期：2023年5月 ～ 2024年8月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の第1期の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約で定める12箇月以内の期間に履行する業務の代価の17%
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約で定める12箇月以内の期間に履行する業務の代価の17%
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約で定める12箇月以内の期間に履行する業務の代価の6%

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 野村 純子 Nomura.Junko2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

モロッコ事務所

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構

成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年12月4日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年12月10日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL：
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年12月25日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 = 11.4113 円
- b) US\$ 1 = 104.450 円
- c) EUR 1 = 122.633 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／道路維持管理
- b) 港湾維持管理・運営
- c) 研修計画・モニタリング・評価

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 20.8 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であ

れば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年1月29日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（ URL：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会

運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためだけに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務： 運輸交通分野での人材育成に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/道路維持管理
- 港湾管理・運営
- 研修計画・モニタリング・評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/道路維持管理)】

- a) 類似業務経験の分野：道路維持管理に係る人材育成

- b) 対象国又は同類似地域：モロッコ国及び仏語圏アフリカ
 - c) 語学能力：英語（仏語ができれば望ましい）
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 港湾管理・運営】
- a) 類似業務経験の分野：港湾管理・運営にかかる人材育成
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：英語（仏語ができれば望ましい）
- 【業務従事者：担当分野 研修モニタリング・評価】
- a) 類似業務経験の分野：モニタリング計画・評価及び三角・南南協力
 - b) 対象国又は同類似地域：モロッコ国及び仏語圏アフリカ
 - c) 語学能力：仏語・英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路維持管理</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：港灣管理・運営	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：研修計画・モニタリング・評価	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

(1) モロッコにおける道路・港湾セクターにおける南南協力の現状

モロッコ政府は南南協力を国の重要政策とし、現行憲法（2011年改正）前文において南南協力を強化する旨明記しており、これまで主にアフリカ諸国に対してモロッコでの研修受け入れ等の南南協力を推進している。

モロッコの道路・港湾分野においては、設備・運輸・ロジスティック・水省（METLE）が「国家ロジスティクス開発戦略」や「国家港湾戦略2030」といった政策文書を策定し、同文書に基づき道路・港湾を含む運輸インフラの整備及び同インフラの運営維持管理等に関する人材育成を実施している。特に近年、METLEは高速道路網の整備や国際貿易港の計画等も積極的に進めている。また、METLE傘下の道路・港湾関連政府機関は、これまで自国にて培ったインフラ整備、人材育成の経験を基にアフリカ諸国に対して南南協力を実施している。

しかしながら、モロッコの道路・港湾分野の南南協力では、定型的な研修は行えるものの、必ずしもそれら対象アフリカ諸国の実情や課題に即した協力を行うに至っていない。モロッコ政府が南南協力にて効果的な人材育成を行うためには、対象アフリカ諸国からの協力ニーズを的確に分析し、それに適合した協力を策定・実施し、次に効果を検証し、その後の支援内容に反映させるための能力が必要となっている。上記を踏まえ、METLEはより効果的な南南協力を展開するために、対象アフリカ諸国のニーズに合った人材育成の実施手法の強化について我が国に対して支援を要請してきた。さらに、METLEは同要請に当たり、JICAとの協力により研修の計画から評価等に至るプロセスの実践を通じた能力向上を必要としている。

他方、アフリカ諸国の道路・港湾セクターにおいて、道路・港湾インフラが計画的に整備され、持続的に運営・維持管理がなされるために必要なインフラの設計、荷役機械の操作を含む運営・維持管理等に関する人材が不足しており、アフリカ諸国の人材育成ニーズが高い。例えば、セネガル、ブルキナファソ、ベナン、ガボン等では、特に高速道路を含む道路の設計、維持管理、港湾運営管理、関連機材操作に関する人材育成ニーズが確認されている。また、港湾分野では、セネガルにおけるダカール港拡張やガボンにおけるマウンバ深水港建設等の港湾開発が進んでいるものの、各国内の機関では荷役機械操縦技術等を習得する環境が十分整備されておらず、効率的な港湾運営のための荷役機械に関する技術ニーズが高い。さらに、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソに跨る地域にてJICAの協力で策定された「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン」（2018年）でも、優先度の高いプロジェクトとして高速道路建設が挙げられているほか、実施機関の道路インフラ計画・建設・維持管理能力の向上が重視されている。

こうしたアフリカ諸国の人材育成ニーズに対応する上で、地理的近接性、言語等における共通性を有するモロッコにて、日本との協力の実績が豊富な同国の道路・港湾関連機関を通じて研修を行うことが、効率的・効果的と考えられる。

(2) モロッコの南南・三角協力及び道路・港湾分野に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ

日本政府は2003年にモロッコ政府と「アフリカにおける三角協力推進のための日本・モロッコ三角技術協力計画」を締結し、「南南協力の推進」を我が国の対モロッコ国別開発協力量針（2012年）における重点分野としている。本事業はこうした日本政府の政策に合致する。

JICAは1998年より20年以上にわたり、水産、運輸交通、母子保健、水衛生等の分野において第三国研修を実施し、技術協力プロジェクトによる三角協力「仏語圏水産人材育成プロジェクト」（2015～2018年）も実施している。また、「モロッコ王国国別分析ペーパー」（2014年）にも明記されており、本事業は同方針・分析に合致する。

本事業は、開発に必要なインフラ構築及びその持続性を可能にするための人材育成という課題に対し、南南・三角協力というパートナーシップ構築により取り組むことから、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進を図る」及びゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献する。

なお、モロッコにおける道路分野に関し、我が国は高速道路及び地方道路の整備に円借款で支援するとともに、道路建設・保守事業を効率的に行うための道路技術者、建設機械の操作・整備技術者の能力向上を目指し、無償資金協力（1992年）及び技術協力プロジェクト（1992年～1997年）を通じて「道路保守建設機械訓練センター（以下「IFEER」）」の建設・機材整備と能力強化を行ってきた。その結果、IFEERは、1.2万人以上のモロッコ人研修員を受け入れるなど、モロッコにおける道路整備技術者養成専門機関としての地位を確立した。IFEERとJICAは、1999年から2014年まで仏語圏アフリカ諸国18か国を対象とした三角協力として第三国集団研修「道路保守技術」を第4フェーズまで実施し、21か国、延べ419名の研修員を受け入れた。

加えて、高速道路の分野においては、モロッコ高速道路公社（以下「ADM」）を対象に、2016年～2017年「特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業（阪神高速道路（株）と特殊高所技術（株）による民間技術普及及び促進事業）」が実施された。ADMは、この事業を通じて得た特殊高所構造物点検技術をモロッコだけでなく、サブサハラ・アフリカ地域にも普及させる方法を検討している。近年、高速道路の建設や管理の需要が増大している西アフリカ諸国を中心にADMは既に技術協力を開始しており、2016年、ブルキナファソ運輸省とADMは、高速道路分野の建設・維持管理への人材育成の協力を実施することに合意した。

一方、港湾分野でも、JICAは、モロッコ港湾公社（ANP）港湾研修所（IFP）との三角協力として第三国集団研修「港湾運営管理」を実施（2013～2015年）し、仏語圏アフリカ諸国10か国から延べ97名の研修員が参加した。同研修では港湾分野の本邦関連企業が一部の講義の講師を務め、モロッコにおいて初めての民間連携型の第三国研修が実現した。

サブサハラ・アフリカ諸国からモロッコに対する交通分野（道路・港湾）の人材育成の要望も強く、上述のIFEER、IFPで過去に実施した第三国研修に対する評価が高いことから、案件の継続が要請された。2015年度、道路及び港湾分野の実施機関より別々に第三国研修として要請が上がっていたものを、各

実施機関が対象アフリカ諸国のニーズに応えた研修企画・運営能力を向上させ、よりインパクトの大きい人材育成を実施できるよう、専門家派遣、本邦研修、機材供与等の効果的投入が可能な技術協力プロジェクトとして一つの案件に統合した。さらにADMの研修組織であるADMアカデミーも実施機関として本案件に追加する旨が、JICAとMETLEの間で合意された。

(3) モロッコの南南・三角協力推進政策

上記のMETLE及び傘下研修機関からの南南・三角協力への協力要請の背景には、南南・三角協力を通じたサブサハラ・アフリカ諸国との関係強化が、長年モロッコにとって重要な国策であり、あらゆるセクターにおいて近年その重要性が増していることがある。2011年改正憲法の前文には、サブサハラ・アフリカ諸国を中心として南南・三角協力を強化する旨が謳われているが、モロッコは、30年以上離脱していたアフリカ連合（AU）に2017年1月に復帰し、同年西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）へ加盟するなど、近年対アフリカ外交をより活性化させている。その文脈で、各セクターにおける南南・三角協力の重要性が高まっていることが、METLE及び上述の道路・港湾分野研修機関からの三角協力支援要請の背景にある。

一方、2.（2）に記載の通り、我が国にとってもモロッコとの南南・三角協力は戦略的重要性が高い。2013年にはモロッコの南南協力のフォーカルポイント（窓口）機関であるモロッコ国際協力庁（AMCI）とJICAの間で南南・三角協力推進のための協カミニッツが締結され、2020年11月現在、さらなる戦略的協力を目指し、同ミニッツの更新協議中である。AMCIは近年、サブサハラ・アフリカ諸国に対する南南・三角協力をより一層積極的に推進しており、日本がモロッコにおいて南南・三角協力を実施していく上で、実施機関のみならずこのAMCIの役割・キャパビルも念頭に、効果的に事業に巻き込んでゆくことがより重要となりつつある。

上述のAMCIが、留学生の受け入れを含むモロッコの南南・三角協力の窓口機関ではあるが、予算面や人的資源で体制には課題が残り、各セクターで実際に南南・三角協力活動を実施する各省庁機関においても、サブサハラ・アフリカ諸国からの援助支援要請のニーズを的確に分析し、それに適合した支援策を考案・実施する能力が不足している。METLEに関しても、南南・三角協力を積極的に推進するための具体的な政策や方針を有していない。ゆえに、METLEは、対象アフリカ諸国の道路・港湾分野の人材育成のニーズに合った人材育成事業の実施手法を強化し、第三国研修等の南南・三角協力活動を担ってゆくための支援を、我が国に対して期待している。

以上の背景・経緯を踏まえ、2017年5月の詳細計画策定調査を経て、JICA、METLE及びモロッコ外務国際協力省（現・外務アフリカ協力在外モロッコ人省、以下「外務省」）の三者の間で2017年10月11日にR/D（Record of Discussions）が締結された。本案件では、モロッコ実施機関（IFEER、ADM、IFP）の研修マネジメント（管理・運営）能力と研修内容や指導能力を強化することにより、対象アフリカ諸国における道路・高速道路・港湾セクターの人材育成にあたってのモロッコ実施機関のアフリカ対象アフリカ諸国の人材育成ニーズに応えたカリキュラム開発や教授法の確立を図り、対象アフリカ諸国における道路・高速道路・港湾セクターの人材育成に寄与することを目指す。

上述のR/D署名以降、JICA内外の諸事情により本案件の開始時期とスコープに変更が生じたが、モロッコ政府側の意欲に変わりなく、2018年7月及び2020年12月（予定）に変更内容を反映したR/Dの改訂・署名が行われ、2020年度からの実施が合意された。

2. 本プロジェクトの概要

(1) 上位目標

対象アフリカ諸国における関係機関の道路・高速道路・港湾の開発・管理・運営能力が、日本、モロッコ及び対象アフリカ諸国との三角協力により強化される

(2) プロジェクト目標

日本、モロッコ及び対象アフリカ諸国との三角協力により、対象アフリカ諸国における道路・高速道路・港湾セクターの人材育成に関するモロッコ実施機関の能力が強化される

(3) 成果

成果1：対象アフリカ諸国に対し、人材育成に関するADM アカデミーのマネジメント（管理・運営）及び教授能力が向上する。

成果2：対象アフリカ諸国に対し、人材育成に関するIFEERのマネジメント（管理・運営）及び教授能力が向上する。

成果3：対象アフリカ諸国に対し、人材育成に関するIFPのマネジメント（管理・運営）及び教授能力が向上する。

成果4：道路・港湾セクターにおける人材育成開発のための南南・三角協力戦略文書が対象アフリカ諸国、モロッコ、日本及び国際関係機関に共有される。

(4) 活動の概要

1-1対象アフリカ諸国における、高速道路セクターの課題をレビューし、研修ニーズを確認する。

1-2研修計画及び実施計画を作成する。

1-3研修員の募集、選考プロセス、ロジスティックスを改善する。

1-4研修モジュール及び教材をレビューし、改訂する

1-5道路・高速道路構造物分野のモロッコ人講師を育成する。

1-6事後研修評価を含む、研修モニタリング・評価システムを改善する。

1-7活動1-6で改善されたシステムを用いたモニタリング・評価を実施する。

1-8 対象アフリカ国に対し、モロッコにて研修を実施する

1-9 研修員が実施する活動のフォローアップのため、必要に応じて、実施機関から対象アフリカ諸国にモロッコ人講師を派遣する。

2-1対象アフリカ諸国における、道路セクターの課題をレビューし、研修ニーズを確認する。

2-2研修計画及び実施計画を作成する。

- 2-3研修員の募集、選考プロセス、ロジスティックスを改善する。
 - 2-4研修モジュール及び教材をレビューし、改訂する。
 - 2-5橋梁維持管理分野のモロッコ人講師を育成する。
 - 2-6事後研修評価を含む、研修モニタリング・評価システムを改善する。
 - 2-7活動2-6で改善されたシステムを用いたモニタリング・評価を実施する。
 - 2-8 対象アフリカ国に対し、モロッコにて研修を実施する
 - 2-9 研修員が実施する活動のフォローアップのため、必要に応じて、実施機関から対象アフリカ諸国にモロッコ人講師を派遣する。
-
- 3-1対象アフリカ諸国における、港湾セクターの課題をレビューし、研修ニーズを確認する。
 - 3-2研修計画及び実施計画を作成する。
 - 3-3研修員の募集、選考プロセス、ロジスティックスを改善する。
 - 3-4研修モジュール及び教材をレビューし、改訂する。
 - 3-5港湾分野のモロッコ人講師、専門家及びC/Pを育成する。
 - 3-6事後研修評価を含む、研修モニタリング・評価システムを改善する。
 - 3-7活動3-6で改善されたシステムを用いたモニタリング・評価を実施する。
 - 3-8 対象アフリカ国に対し、モロッコにて研修を実施する
 - 3-9 研修員が実施する活動のフォローアップのため、必要に応じて、実施機関から対象アフリカ諸国にモロッコ人講師を派遣する。
-
- 4-1道路・港湾セクターにおける南南・三角協力に関するモロッコの政策文書を収集・分析する。
 - 4-2対アフリカ南南・三角協力に関し、道路・港湾セクターにおける人材育成戦略文書を完成させる。
 - 4-3プロジェクトの成果を波及し、南南・三角協力を促進させるために、広域セミナーを開催する。

(5) 対象地域

プロジェクト対象地域は、モロッコ国内においては、ラバト市（METLE、ADMアカデミー及びAMCIの所在地）、カサブランカ市（IFPの所在地）、スキラット市（IFEERの所在地）とし、対象アフリカ諸国は以下のとおりである。なお、対象アフリカ諸国に関しては、プロジェクト実施期間中に研修対象国とすることの妥当性や新型コロナウイルス感染症にかかるモロッコ入国可否等を考慮し、先方政府との協議の上、変更の可能性がある。なお、対象国は全て仏語圏となっており、第三国研修は全て仏語で実施することとなる。

〈道路分野〉 計13か国

- ベナン●カメルーン●コートジボワール●ガボン●ギニア●コンゴ民
- ジブチ●マダガスカル●ブルキナファソ●トーゴ●セネガル●コンゴ

共●チュニジア

〈港湾分野〉 計14か国

●ベナン●カメルーン●コートジボワール●ガボン●ギニア●コンゴ民
●ジブチ●マダガスカル●ブルキナファソ●トーゴ●セネガル●コンゴ
共●チュニジア●モーリタニア

(6) 関係官庁・機関

責任機関（全体調整）：設備・運輸・ロジスティクス・水省（METLE）人
材育成局

プロジェクト実施機関：METLE人材育成局、ADMアカデミー、IFEER、IFP

研修実施機関：ADMアカデミー、IFEER、IFP

南南・三角協力フォーカルポイント機関：AMCI

3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、締結済みのR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、当機構が2017年10月11日にモロッコ政府と締結し、2018年7月及び2020年12月（予定）に改訂したR/Dに基づいて実施される「アフリカ交通人材育成プロジェクト」において、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- (2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がモロッコ側関係者及び南南・三角協力対象サブサハラ・アフリカ諸国関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、モロッコ側関係者に説明・協議のうえ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた業務

モロッコにおいては、新型コロナウイルス感染症による衛生緊急事態宣言が3月中旬に発令され、現状11月10日までの期限となっている。この間、数か月にわたる全土におけるロックダウンを含む、厳しい措置が取られた結果、感染状況は比較的安定して推移し、徐々にロックダウンは解除されていった。しかしながら、10月に入ってから、新規感染者数が3,000人を超える日が大半となり、10月25日現在で累計感染者数は19万人を超えた。この状況を受け、複数の都市や県を単位とした再ロックダウンが行われている。

今後、モロッコにおける新型コロナウイルス感染症の状況及びその進

抄、国際商用便の運航状況、当機構の関係者渡航方針、さらにはモロッコ政府の第三国研修実施にかかる方針等を踏まえた上で、当機構及びモロッコ関係機関と協議の上、活動内容の詳細を検討・工夫していくこととなる。そのため、年度により研修対象国が増減することも一定程度想定する。

(2) プロジェクトのコンセプト

本プロジェクトの主要な狙いは、下記4点である。

第一に、モロッコ研修実施機関の能力向上である。各研修実施機関は日常的にモロッコ国内の人材育成に関する研修を実施しているため、教授法や研修手法、研修マネジメントの一定の能力を有している。ただし、第三国研修の実施に関しては、JICA等のドナー資金支援に依存しており、通常業務とはなっていない。過去にIFEER、IFPで実施されてきた第三国研修では、対象アフリカ国の研修ニーズの把握やそれに基づいた研修プログラムの作成、研修実施後の研修員に対するフォローアップ、適切な研修員の選考や研修実施中のモニタリング等が不足しており、体系的に研修を企画立案・運営管理するための能力が不十分であったとの評価もされている。そこで、成果1.～4.を通じて、第三国研修実施に関する各研修実施機関の教授能力と研修の運営・監理に関するアドミニストレーションに関する能力を向上させる。

第二に、METLEの道路・港湾分野に関する対象アフリカ国の人材育成に関する南南・三角協力戦略の策定の支援である。モロッコは憲法前文にサブサハラ・アフリカ諸国をはじめとした南南・三角協力の推進を謳っているものの、各セクターの協力方針が明確とはなっておらず、具体的な政策レベルに落とし込まれていない状況にある。しかしながら、METLEは、道路・港湾分野で南南・三角協力戦略を策定する意思を有し、当該プロジェクトでその実現を目指しているため、これを支援する。

第三に、対象アフリカ諸国に対する包括的な人材育成への貢献である。事業の中心はモロッコでの第三国研修となるが、これだけでは研修を受けることができる人数に限られており、十分とは言えない。対象アフリカ諸国へモロッコ人専門家を派遣し、より多くの対象者に直接現場で研修を実施する、研修参加者への事後フォローや研修受講者数を増やす等、創意工夫が必要とされる。コンサルタントはここに記述した各種人材育成方策の効果的な投入の方法の提案に留まらず、新たな人材育成メニューの提案が求められる。

第四に、従来実施してきた第三国研修で一部取り入れられた日本の民間企業との連携の促進と、対象アフリカ国の民間人材育成にも直接的な裨益をもたらす仕組みの構築である。道路・港湾セクターの担い手の中心は、民間人材であることに鑑み、まずは日本企業の優れた知見をモロッコと対象アフリカ諸国へ紹介する機会の創出に努める。次に、従来の第三国研修では参加者が官人材に限定されており、過去にIFEERで実施した研修では、民間人材を対象とした方がより大きな成果が得られたであろう研修が官人材に対して実施されていたと事後評価で指摘されていた事例があったことを踏まえ、研修毎に民間人材の参加を検討することが重要である。また、IFPでは実際に港湾荷役機械を操作するオペレー

ターを対象とした研修を実施する予定であることから、民間人材の研修参加へ門戸を開くために、AMCIとも協議・連携しつつ、各対象アフリカ諸国の外交ルートを通じた研修員の応募と参加承認のシステムを改善する必要がある。

上記4点を達成することにより、本プロジェクト終了後も、持続的にモロッコ実施機関にて対象アフリカ諸国の人材育成が継続する仕組みの整備に貢献するとともに、本プロジェクトの上位目標である対象アフリカ諸国における関係機関の道路・高速道路・港湾の開発・管理・運営能力の向上の実現を目指す。

(3) ベースライン調査の結果を踏まえた研修計画及び研修カリキュラムの策定支援

本プロジェクトの詳細計画策定調査時点（2017年5月）から3年以上が経過しており、また追加で確認が必要な項目も残されているため、プロジェクト開始後にベースライン調査を実施することとする。同調査で想定されている情報収集項目は以下のとおり。

- モロッコにおける南南・三角協力実施に関する事業の現状と課題
- カウンターパート機関のキャパシティ・アセスメント
- カウンターパート講師を初めとしたモロッコ側関係人材の能力
- 既存の関係する研修コースのシラバス、教材等
- 対象アフリカ諸国の人材育成対象機関第三国研修や第三国専門家派遣に関するニーズ

本ベースライン調査の結果を踏まえて、カウンターパート機関、JICAとも協議の上で、対象アフリカ諸国のニーズに対応した研修計画を検討・提案する。また、策定された研修計画に沿って、プロジェクト開始後6～7か月後を目途にモロッコ側実施機関による研修カリキュラム、研修モジュール見直しを支援する。

(4) モロッコ側実施機関のオーナーシップの確保

本プロジェクトでは、各実施機関が対象アフリカ諸国のニーズに応じて研修企画・運営能力を向上させ、よりインパクトの大きい人材育成を実現できるよう、現在の指導能力を踏まえて研修ごとに中心的な役割を担う講師を選定し、コンサルタント不在期間に他の講師の指導をフォローするなど、効率的な技術移転の実施体制構築が求められる。

このため、モロッコ側のオーナーシップ確保に留意するとともに、モロッコ側が主体となって取り組むべき活動（2.（4）活動の概要のうち、1-3、1-4、1-8、1-9、2-3、2-4、2-8、2-9、3-3、3-4、3-8、3-9等）については、先方の活動を後押しすること。また、本プロジェクトの運営は、PDMに沿ったC/Pとの協働作業を基本とし、JICA及び受注者は、プロジェクト側C/Pの主体性を尊重し、段階的に日本側の関与を減らすなど業務実施プロセスについて十分意識・工夫を行うものとする。

(5) ロジスティクス（ロジ）業務に関する留意事項

アフリカ対象国からの研修員受入には様々なロジ業務（アフリカ研修員受入に係る宿泊手配、旅費・各種手当支給、空港送迎等）が発生する。詳細計画策定調査時には、過去の経験に基づきIFPより、ロジ業務は全て日本側で実施してほしいという旨強い申し入れがあった。理由は、現在そうしたロジ業務を実施できる人材がIFPに存在しないからとのことであったが、JICAからは、日本の協力は「役務提供」ではなく、「人材育成」である旨を明確に伝え、ロジ業務のための人材は別途プロジェクトで備上するものの、基本的に日本側とモロッコ側の双方で協力して実施する旨最終的に合意し、協議議事録（MM）にその点も明記した。ロジ業務の実施は、プロジェクト終了後の活動の持続性確保のためにも重要となるところ、南南・三角協力フォーカルポイントであるAMCIも巻き込みつつ協議を行い、最適な役割分担に関して検討していく必要がある。

（6）各成果の留意事項

1）成果 1

ADMアカデミーは、過去に第三国研修を実施した実績はなく、技術協力プロジェクトの実施も初めてのため、まずは、両者の理念や仕組みを理解してもらうことが肝要である。

次に、対象アフリカ諸国の高速道路分野に関する研修ニーズの特定である。既にADMに対して協力を依頼しているブルキナファソや、過去に技術交流の実績があるセネガルを除いて、対象アフリカ諸国の高速道路開発の状況が大きく異なるため、研修ニーズの特定とそれに基づいた研修コース、カリキュラムの作成が求められる。初年度は現状のキャパシティに即して研修対象国を数か国に絞る等の対応が考えられるが、同機関と良く協議の上、今後の方針を策定する。

また、過去のJICAの協力を通じて技術移転が行われた「特殊高所技術（Ninja-tech）」などを用いた日系企業との協力を念頭に、研修において同技術その他日本の高速道路管理技術の紹介を行う等の工夫をする。

2）成果 2

IFEERは、長年に渡り第三国研修、技術協力プロジェクト、無償資金協力の支援が実施されており、日本の援助の知見・経験があると言える。また、詳細計画策定調査時には、講師のレベルはある程度に達しており、橋梁維持管理分野の講師の育成を中心に実施することが望ましいとの結果が得られた。IFEERは研修の内容によっては、外部講師を招聘していることから、活動2-5. で目指す橋梁維持管理分野のモロッコ人講師の育成に関しては、IFEER在勤の講師に加えて、必要に応じてMETLE道路局やその関連機関の国立道路研究所（CNER）直属の講師の能力を向上させることも状況に応じて想定する。

加えて、研修カリキュラム、テキスト、指導案作成マニュアルを整備し、研修実施に必要な知見を形式知化することで、仮にプロジェクト終了後に講師が離職した場合でも、後任講師又は外部講師が実務的な内容の研修を実施可能な体制を整備する。

3) 成果 3

IFPIは、第三国研修を過去に1回実施した実績があるが、技術協力プロジェクトは今回が初めてである。IFPIは科目によっては、ANPや外部講師を招聘していることから、活動3-5に関しては、それらの講師の能力向上も対象とする。

4) 成果 4

METLEへの直接的な技術移転を行う活動となる。人材育成局が直接の担当局になるが、他ドナーや他国との連絡・調整を担う協力局の巻き込みを図るよう工夫する。また、政府全体の南南・三角協力の政策や研修員に対するビザの発給等の手続きを司る外務省や、南南・三角協力のフォーカルポイント機関であるAMCIとも情報交換や各種調整を行い、活動4-2の戦略文書の作成を支援する。最終的には、モロッコ政府から承認され、プロジェクト実施後も引き続き活用されるものを目指す。さらに、活動4-3の広域セミナーを開催し、プロジェクト成果を広くモロッコ国内外に発信する。

(7) 技術協力プロジェクトへの理解促進

METLE、ADMアカデミー、IFPIに対する技術協力プロジェクトの実施は初めてとなる。また、IFEERに関しては、技術協力を実施した実績があるものの、所長をはじめとして当時在籍していた職員が替わっている可能性があり、他機関と同様に技術協力の理念や実施方法を理解させつつプロジェクトを実施する必要がある。

詳細計画策定調査を通じて、各実施機関の長からは技術協力の基本概念について理解を得たものの、プロジェクト開始時のJCCでは改めて日本の技術協力に関して理解を促進し、プロジェクトの責任機関となるMETLEのオーナーシップを喚起し、円滑にプロジェクト活動を行う環境を整備すること。

さらに、プロジェクト実施中は、各研修実施機関の活動の進捗状況を当機構とともに定期的にProject DirectorであるMETLE人材育成局長に報告すること。

(8) 評価 5 項目に留意した計画的なプロジェクト運営と柔軟性の確保

評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に十分留意し、プロジェクトデザインマトリックス（PDM）や活動計画（PO）に沿った計画的かつ効果的・効率的なプロジェクト運営を行うこと。また、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pの能力やプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更することも必要である。そのため、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗や成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性や活動内容につき、適宜当機構に提言することが求められる。当機構は、これら提言を検討し、必要な対応（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を行う。

(9) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトのProject DirectorはMETLE人材育成局長、Project Managerは各研修実施機関の所長が任命されている。関係機関、関係者が多岐に渡るため、情報共有や各機関との連携を強化することに努め、プロジェクト開始時にR/D記載の実施体制を見直し、プロジェクトの成果が効果的かつ効率的に共有される仕組みの検討が求められている。

上記の状況を踏まえ、コンサルタントは各研修実施機関、METLE、外務省（特に南南・三角協力フォーカルポイントであるAMCI）等、多様なステークホルダーの関与を効果的・戦略的に引出し、プロジェクト成果を達成するために、R/D記載の実施体制の他に、プロポーサルにてプロジェクトの日常的な実施に関する体制、実施のためのワークフロー、必要な委員会等の設置を含めた仕組みの提案をすること。

（10）プロジェクトデザインマトリックス（PDM）の変更、協力対象アフリカ諸国の変更

PDMはR/Dの一部文書として合意済みであるが、プロジェクト開始後に各指標の精緻化、適切な指標の追加、活動をさらに詳細化した活動計画（P/O）の作成が求められている。したがって、プロジェクト開始後は、先方実施機関と協議の上、第一回目のJCCIにてPDMの修正を提案し、合意を取り付ける。その際には、PDM概念や論理、構成に対する理解の醸成に努める。

次に、2.（5）で記載した対象アフリカ諸国に関しては、プロジェクト開始後のベースライン調査にて研修のニーズを分析した結果を踏まえて、C/Pや関係機関と協議の上、JICAに対して変更の提案をすることも可能。その際には、詳細計画策定調査時に実施したアンケート調査の結果を参考にする。

（11）モロッコでの第三国研修

1）研修対象者の範囲

対象アフリカ諸国の関係機関の職員等を対象とする。また、各研修実施機関は、民間企業を対象とした研修を通じて事業収入を得ることができるため、研修内容に応じては、民間企業の人材を対象とする。その際は、費用負担の方法を実施機関と協議し、可能な限り持続性のある方法を定め、当機構の了承を得る。

2）実施方法

第1期は、詳細計画策定調査で既に実施機関が検討している研修内容を実施することを想定する。具体的には詳細計画策定調査報告書に記載のとおりである。なお、プロジェクト開始後のベースライン調査を通じて、より対象アフリカ諸国のニーズに合わせた研修内容とするように、可能な限り研修テーマや内容の見直しを行う。コンサルタントは下記の条件を踏まえ、諸経費を現地業務費に見積もること。

また、第三国研修の実施においては、JICA既定の実施フロー（研修毎の研修実施機関とのミニッツ締結、外交ルートを通じた応募等）を順守すること。

3) 実施回数

研修実施前年度に作成する年間研修計画に基づき、実施回数及び研修期間を決定する。詳細計画策定調査を通じて各研修実施機関より、見込みの実施回数の提示があったものの、プロジェクト開始後に改めて各実施機関と協議し、当機構の合意を得た上で決定する。

現在想定している概要は以下のとおり。なお、研修の実施にあたっては、対象アフリカ諸国の参加者の航空賃、日当・宿泊費、モロッコ滞在中の保険料、教材費、国内移動費、外部講師謝金、短期事務従事派遣スタッフ、研修開・閉講式賄い等の経費がかかり、各研修実施機関と協力し、これらのアレンジを行う。

一 研修期間

各実施機関、また各研修によって異なるが、総合型研修は約1か月間を目安とし、港湾荷役機械操作研修は2週間とする。

一 対象人数

総合型：20人程度、港湾荷役機械操作研修10人程度

一 研修の実施回数

第1期：道路分野6回、港湾分野4回

第2期：道路分野3回、港湾分野2回

なお、プロジェクト開始後、実施機関との協議を経て、各期の研修内容、回数等の詳細を決める。予算の上限額の範囲で、回数や対象人数の調整を行うこととし、予算の節約に努め、より多くの研修員が参加できるよう、運営上の工夫をすること。その際には、これまでモロッコで実施してきた第三国研修負担割合（モロッコ側30%、日本側70%）を参考に、実施機関の現地業務費の負担方法、負担項目につき、年度ごとに実施機関と協議し、合意する。ただし、上記の負担割合は、本プロジェクトへの適用を必須とはしないものの、プロジェクト終了後の持続性を担保するため、先方負担を促し、オーナーシップを引き出せるように、運営上の工夫をする。

(12) 協力対象アフリカ諸国のフォロー

各年度の協力の内容、結果を報告書にまとめ、各国のJICA事務所と実施機関に共有し、必要に応じフォロー策（事業計画策定、技プロによる事業実施支援等）をモロッコ事務所や裨益国事務所とともに検討する。加えて、SNS等を利用した情報共有体制の構築等による事後学習スキームの導入等により各国の研修員のフォローを行う。これらの情報及び結果は、JICAモロッコ事務所と協力しつつ各国の事務所と共有する。

(13) 資機材供与

本プロジェクトでは、対象アフリカ諸国の研修員に対する研修を実施するために、下記のとおり機材供与を予定している。

1) 道路分野

供与先は主にIFEERを予定しているが、プロジェクト開始後コンサルタントはプロジェクト目標達成のために適切な機材・スペックを検討・提案する。

- ①建設機械の操作シミュレーター
- ②道路点検機材（含む橋梁点検機材）

2) 港湾分野

港湾荷役機械操作簡易型シミュレーター1台（ガントリークレーン、RTG、ストラドル・キャリアー、リーチスタッカー等のソフトウェアを切り替えることにより、各種荷役機械のシミュレーション操作ができるタイプのもの）。なお、スペックに関してはプロジェクト開始後コンサルタントがIFPの研修計画・内容を検討の上精査する。

上記供与機材に関し、コンサルタントは、技術的・予算的観点からC/Pと最終的な機材、仕様等について調整を行い、JICAに供与機材計画案を提出する。同計画案では、必要に応じJICA調達分とコンサルタント調達分を分けて提案することとし、コンサルタント調達分については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年度6月版）に基づいて調達を行う。本経費については、別見積にて積算すること。また、本邦調達分については、「機材本邦調達支援業務ガイドライン（2014年8月）」に基づき、現地でのニーズ把握から機材選定までを行い、JICA所定の書式で必要な情報をJICAに提供する。

なお、JICA調達分機材に関しては、以下のとおりJICAが行う調達業務を支援する。①仕様書の作成、②見積価格、指名業者選定、③入札図書案作成（契約書案、輸送、据付の条件を含む。）④入札結果評価報告書（案）の作成、⑤据付作業の確認

さらに、供与機材を維持管理する経費の積算や、C/P機関がそのための予算を確実に確保するように支援を行う。

(14) 他機関との連携・理解促進（含む対象国関連機関）

本プロジェクトに関連したステークホルダーが多岐にわたるため、プロジェクト成果発信及び関係機関とのパートナーシップの強化を図ること。

(15) JICA事業との連携

本プロジェクトに関連する対象アフリカ諸国で実施中のJICA事業等（例：道路・港湾関連課題別研修、道路アセットマネジメントプラットフォーム等）と連携し、関連事業に従事するC/Pの本プロジェクトで実施する研修への参加の勧奨も含め、関連JICA事業の人材育成を支援する。また、これを実現するために、対象アフリカ諸国JICA事務所やプロジェクト専門家等のJICA関係者と連携を密にすることは不可欠である。コンサルタントは、JICA事業との連携に関して、プロポーザルにて具体的手法を提案すること。その際には、各期で実施する研修についての対象アフリカ諸国JICA事務所等に対する二

ーズ調査や研修実施後のフィードバック方法の提案も含めること。

なお、ベースライン調査では、詳細計画策定調査時に確認した「西アフリカ成長リング・マスタープラン」等のアフリカ主要回廊開発プラン中、人材育成のニーズの有無を補強し、具体的な連携方法を提案すること。

(16) 民間企業（特に日系企業）との連携

民間企業との連携強化は産業界のニーズに合致した研修の実施を検討する研修実施機関の機能強化につながることから、JICAとしても積極的に推進すべきと考える。実際、各研修実施機関はモロッコや海外の民間企業からも研修員を受け入れており、将来的に民間人材の研修による収入を増やすことを検討している。また、過去にIFPで実施した研修の一部に日系企業が講師を派遣した実績があり、今後も積極的に民間企業との連携を検討している。

一方で、道路・高速分野における高所特殊技術Ninja Tech等、本事業を通じて、モロッコ及びアフリカ対象国にて有効に活用できる本邦企業技術を検討し、具体的な連携の方策をプロポーザルにて提案すること。また、技術や知見等、本邦の優位性が本事業で活かせるような工夫をすること。

(17) 国別研修（本邦研修）

詳細計画策定調査では、モロッコ実施機関に対する本邦研修の具体的なニーズを確認しているが、ベースライン調査を通じて把握した課題に基づき、その実施可能性を検討した上で、プロジェクト開始後に本邦研修の実施時期及び研修内容のイメージを各実施機関に提案する必要がある。なお、本邦研修はプロジェクト期間中、道路・港湾分野それぞれ計2回を想定し、いずれもJICA事務所による管理となるが、コンサルタントは研修計画・実施を支援し、また本邦での関連コンサルタント業務分は内包化を予定している。想定人数は、道路分野が各回14名、港湾分野が各回7名で、ともに期間は2週間である。本邦研修は、日本の道路・港湾分野における経験や教訓を得るとともに、日本で活用されている機材やシステムについての知見を得られる場とすることも想定している。

コンサルタントは、ベースライン調査の結果も踏まえ、本邦研修の内容・スケジュール・対象者案をJICAに提案すること。なお、現時点では研修分野、内容、実施時期、想定される受け入れ機関があればプロポーザルで提案することとし、併せて経費を見積る。

(18) 契約期間の分割

本プロジェクトについて、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- ・ 第1期：2021年3月～2023年4月
- ・ 第2期：2023年5月～2024年8月

このため、各期の契約期間の終了時点において、次期以降の契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAと協議する。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

【第1期】

(1) ワーク・プランの作成、協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握した上で、プロジェクト実施の基本方針・方法、第1期活動の業務工程計画等をワーク・プラン（和文・仏文）として取り纏める。

第1回JCCにおいては、そのプロジェクト実施の基本方針・方法、第1期活動の業務工程計画等をモロッコ側と議論し、ワーク・プラン案を作成する。第2回JCCにおいて、そのワーク・プラン案を踏まえ、実施機関及び関連機関と協議し、プロジェクトの全体像を合意する。

(2) ベースライン調査

各実施機関の第三国研修実施とその関連研修事業、講師を初めとした関連人材の能力、南南・三角協力実施に関する事業の現状と課題を把握するとともに、対象アフリカ諸国の人材育成対象機関を特定し、同諸国の第三国研修や第三国専門家派遣に関するニーズを把握する。また、ベースライン調査結果を分析し、現状の課題を把握した上で、第1回乃至は第2回JCCにおいてワーク・プラン及びPDM・POの改訂を提案する。この他、本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価を行うために必要な情報を収集し、プロジェクト開始時点のベースライン値を確認するとともに各指標を精緻化する。

コンサルタントは、ベースライン調査に係る調査項目、手法、数量等をプロポーザルで提案すること。

(3) プロジェクト実施体制の確立

上記5. 実施方針及び留意事項、(6)に従い、必要に応じて研修マネジメントチーム等の小委員会を編成する等し、プロジェクトの実施体制を確立する。現時点で想定される実施体制はR/D別添3に記載のとおりだが、実施機関と協議した上で効果的な実施体制をJICAに提案すること。

(4) 研修計画及び実施計画の作成と通知

上記の留意事項、予算及び実施体制の制約を踏まえ、第1期の年間研修実施計画と第三国専門家派遣計画を初めとした協力内容を策定し、日本側及びモロッコ側関係者と協議のうえ、協力内容をモロッコ側関係者と合意する。

(5) 第2期の研修、専門家派遣に対する要望調査の実施

上記の留意事項、予算及び実施体制の制約を踏まえ、第2期の主要な事業計画策定のための各対象アフリカ諸国に対する要望調査を実施

する。コンサルタントは、プロポーザルでこの方法を提案すること。

(6) 第三国研修等の実施

上記(1)のワーク・プランで合意した内容・日程に基づき、相手側実施機関の研修実施の支援を行う。なお、研修のGI (General Information) はこれまでの第三国研修と同様に実施機関が策定し、AMCIを通じて外交上必要な手続きを実施することとし、コンサルタントはGIの作成等の必要な手続きを支援する。

(7) 研修員に対するフォローシステムの確立

関係機関及び研修員との情報共有プラットフォームを構築するとともに、研修実施後のフォローアップ体制を関係機関と協力して確立し、主に実施機関が主体となり適宜アップデートを行うよう支援する。

(8) 協力内容の評価とフィードバック

上記(6)(7)の結果を実施機関とコンサルタントが中心に評価を行い、その結果を報告書にまとめ、関係機関、及び協力対象アフリカ諸国のJICA事務所及び実施機関にフィードバックする。当該結果を踏まえ、必要に応じ協力対象アフリカ諸国のJICA事務所及び実施機関からヒアリングを行い、その結果を以降の協力の反映させる。

(9) 各研修実施機関講師の人材育成計画の作成

講師のキャパシティ・ディベロップメントの目標を明確化するための、人材育成計画の作成を支援する。人材育成計画には、プロジェクト終了時のカウンターパートのキャパシティ向上目標と必要な能力強化活動計画を含めること。

(10) 各研修実施機関講師に対する能力強化研修の実施

上記(9)で作成した人材育成計画に基づき、講師に対して、指導技法(教授法概論及びプレゼンテーション能力強化)・カリキュラム策定・技術能力強化(理論面の補完及び資機材活用方法の指導)に係る研修を実施する。

(11) 国別研修の実施

モロッコ実施機関を対象とした本邦での国別研修を開催する。コンサルタントは、「5. 実施方針及び留意事項」(13)に記載した状況も踏まえ、研修内容をプロポーザルで提案すること。

(12) 港湾荷役機械シミュレーターの調達

港湾荷役機械操作簡易型シミュレーター1台(ガントリークレーン、RTG、ストラドル・キャリアー、リーチスタッカー等のソフトウェアを切り替えることにより、各種荷役機械のシミュレーション操作ができるタイプのもの)の調達業務は、JICAモロッコ事務所が主体的に行うが、コンサルタントは、技術的・予算的観点からC/Pと最終的な機材の様等について調整を行い、JICAに供与機材計画案を提出する。

(13) 道路関連機材の調達

IFEERを供与先と想定し、コンサルタントは、以下の二つの機材につき、技術的・予算的観点からC/Pと最終的な機材、数量、仕様等について調整を行い、JICAに供与機材計画案を提出する。

- ①建設機械の操作シミュレーター
- ②道路点検機材（含む橋梁点検機材）

(14) 第2期の活動内容の策定

上記の留意事項及び要望調査の結果、及びモロッコ側の実施体制（予算や人員）の制約を踏まえ、次期の活動内容を策定し、日本側及びモロッコ側関係者と協議、意見交換のうえ、活動内容をモロッコ側関係者と合意する。またJICAモロッコ事務所の指示により、同内容を協力対象アフリカ諸国のJICA事務所に通知する。

【第2期】

(1) ワーク・プランの改訂

第1期の活動結果を踏まえ、ワーク・プラン（和文・仏文）を改訂する。

また、同プランを踏まえ実施機関及び関連機関と協議し、第2期活動の全体像・詳細を共有するとともに、ワーク・プランの内容について直近のJCCで合意する。

なお、コンサルタントは、第1期の業務経験を踏まえ、持続性を向上させるために必要な活動を、ワーク・プランの改訂の際に積極的にJICAに提案すること。

(2) 研修員の募集・選考方法・ロジスティックスの見直し

既存の研修員募集・選考方法、ロジスティックスの改善策を支援する。

(3) カリキュラム・テキスト・指導案の改訂

第1期における第三国研修実施の結果確認された研修実施面の課題に基づき、実施機関によるカリキュラム・テキスト・指導案の改訂を支援する。コンサルタントは、カウンターパートと協働でカリキュラム・テキスト・指導案改訂の方向性を明確にしつつ、カウンターパート自身が問題意識を持って改訂作業にあたるよう促すこと。

(4) 国別研修の実施

モロッコ実施機関を対象とした本邦研修を開催する。

(5) 第三国研修等の実施

上記(1)のワーク・プランで合意した内容・日程に基づき、相手側実施機関とともに研修等の実施を行う。なお、研修のGI (General Information) はこれまでの第三国研修と同様に実施機関が策定し、AMCIを通じた外交上必要な手続きを実施することとし、コンサルタン

トはGIの作成等の必要な手続きを支援する。当該GIの写しはJICAモロッコ事務所とも協働しつつ、対象アフリカ諸国の各JICA事務所に対しても通知する。

(6) 研修員に対するフォロー事業の実施

第1期に確立した研修実施後のフォローアップ体制を必要に応じて見直しながら、主に実施機関が主体となり研修実施後の研修員の能力の向上や研修成果定着をモニタリングする。

(7) 活動内容の評価とフィードバック

上記(5)(6)の結果を実施機関とコンサルタントが中心に評価を行い、その結果を報告書にまとめ、関係機関、及び協力対象アフリカ諸国のJICA事務所及び実施機関にフィードバックする。

(8) 各研修実施機関講師の人材育成計画の見直し

第1期に作成された人材育成計画を適宜見直す。プロジェクト終了時のカウンターパートのキャパシティ向上目標と必要な能力強化活動計画を含めること。

(9) 各研修実施機関講師に対する能力強化研修の実施

上記(8)の人材育成計画に基づき、講師に対して、指導技法(教授法概論及びプレゼンテーション能力強化)・カリキュラム策定・技術能力強化(理論面の補完及び資機材活用方法の指導)に係る研修を実施する。

(10) 道路・港湾セクターにおける対アフリカ南南・三角協力人材育成戦略文書の作成支援(活動6-1、6-2関連)

第1期、第2期での研修ニーズ調査や道路・港湾セクターにおける南南・三角協力に関するモロッコの政策文書(サブサハラ・アフリカ諸国との二国間合意文書も含む)を収集・分析し、それに基づいた道路・港湾セクターにおける南南・三角協力人材育成戦略の策定をMETLEと共に行う。

(11) 広域セミナーの開催支援(活動4-3関連)

各対象アフリカ諸国関係省庁代表者やモロッコ関係機関、国際機関、在モロッコ対象アフリカ諸国大使、他ドナー等を招待し、プロジェクト成果の共有やモロッコ南南・三角協力の推進に関するネットワーキングを主な目的とし、モロッコにてセミナーを開催することを支援する。

(12) カリキュラム・テキスト・指導案の改訂支援

第1期における第三国研修実施の結果確認された研修実施面の課題に基づき、カリキュラム・テキスト・指導案の改訂を支援する。コンサルタントは、カウンターパートと協働でカリキュラム・テキスト・指導案改訂の方向性を明確にしつつ、カウンターパート自身が問題意

識を持って改訂作業にあたるよう促すこと。

(13) 各種成果品の作成

7. 成果品等に定められたプロジェクト事業完了報告書を作成し、実施機関の承認を得た後に、JICAモロッコ事務所へ提出する。また、対象アフリカ諸国JICA事務所、関係機関に配布する成果品に関して、コンサルタントは配布先と配布数を第2期契約前に当機構に提案する。

(14) プロジェクト業務完了報告書の作成

全契約期間の活動結果を業務完了報告書として取りまとめる。

【全期間共通の業務】

(1) 合同モニタリング・JCCの開催

実施機関と共同で、6ヵ月ごとに本プロジェクトのモニタリングを実施する。モニタリングの結果は、モニタリング・シート（仏文・和文）にまとめた上でJICAに提出する。

モニタリング報告は、プロジェクト開始時点と比べた成果の発現状況、プロジェクト目標や上位目標達成に向けた見込みを活動結果に基づいて分かりやすく表現するとともに、プロジェクトの実施体制、運営上の工夫や教訓も含めて報告するものとする。

また、JCCを原則として6ヵ月に一度開催し、上記モニタリング結果の確認を行うと同時に、今後の活動計画や予算確保状況の確認、プロジェクトの実施にかかる重要事項の協議等を行う。

(2) 広報活動

コンサルタントは以下の対象向けの情報発信と広報活動を行うことを踏まえ、効果的な広報手法をプロポーザルで提案すること。また、南南・三角協力はモロッコ政府側C/Pにとっても大切な広報トピックであることに鑑み、広報においてはモロッコ政府のリーダーシップ・オーナーシップも尊重し、且つ広報において複数存在するC/P機関が公平・公正に扱われるように注意を払う必要がある。

1) 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をモロッコ国内に広く周知させるため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICAと協働し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向けの説明などを行う。また、本プロジェクトの各実施機関に対しても、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかける。

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信

本プロジェクトに関係する現地機関、他援助機関等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力を行うために、適切な媒体・方法を通じて情報発信を行う。特に、本プロジェクトの意義を分かり

やすく外部に発信することが重要であるため、ベースライン調査の結果とプロジェクトの活動により改善された状況を比較し、外部へ積極的に発信することで、モロッコ側や対象アフリカ諸国側が日本の協力の意義を視覚的に感じるように広報を工夫する。

3) 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設、JICAプロジェクトブリーフノートの作成・配布、JICA等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、JICAと合意した上で実施する。

特に、プロジェクトホームページを活用し、プロジェクトの活動に係る記事を定期的に寄稿し、国内広報に役立てること。寄稿に際しては、コンサルタントは原稿執筆と写真の準備を行うこととし、記事のアップロード等の作業はJICAが行う。記事は難解な専門用語は避け、平易な表現にするなど工夫をし、一般国民が読んでも分かるように留意すること。

4) JICAプロジェクトブリーフノートの作成・配布

各期の最終活動時に、それまでの活動の進捗状況をもとにJICAプロジェクトブリーフノートを作成し、JICAに提出するとともに、関係機関に配布する。最終版の作成に当たっては、JICAへの説明および内容に関する協議を踏まえること。なお、JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「7. 成果品等」を参照のこと。

5) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、成果品として提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権はJICAに帰属するものとする。

また、写真及び映像はJICAのWebサイトに掲載する可能性もあるため、撮影に際しては適切に肖像権処理を行うこと。

(3) 留意事項

モロッコ政府にとって南南・三角協力は対アフリカ外交の重要なツールであり、西サハラ領有権問題を含む機微なトピックとも無関係ではない。業務全期間を通じ、広報活動における情報発信、及びその他成果品作成・共有においては、モロッコの南南・三角協力の政治的な性質、及び日本政府の立場にも十分に配慮して行うこと。契約締結後、JICAより詳細な経緯や留意点について情報共有することとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

プロジェクトの各段階において作成・提出する報告書等は以下のと

おり。なお、本契約における最終成果品はプロジェクト事業完了報告書とし、第1期契約の成果品はプロジェクト進捗報告書とする。それぞれの成果品については、プロジェクトを通じて作成した技術協力成果品を添付するものとする。

	成果品	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：1部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から4カ月以内	和文：2部 仏文：10部
	モニタリング・シート Ver. 1	業務開始後から6カ月後	仏文・和文：1部
	モニタリング・シート Ver. 2	前Ver. 提出から6カ月後	仏文・和文：1部
	モニタリング・シート Ver. 3	前Ver. 提出から6カ月後	仏文・和文：1部
	モニタリング・シート Ver. 4	前Ver. 提出から6カ月後	仏文・和文：1部
	プロジェクト進捗報告書 （第1号） ※写真集合む	第1期契約終了時	和文：3部 仏文：10部 CD-R（和文及び仏文）：1枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：1部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から1カ月以内	和文：2部 仏文：10部
	モニタリング・シート Ver. 5	前Ver. 提出から6カ月後	仏文・和文：1部
	モニタリング・シート Ver. 6	前Ver. 提出から6カ月後	仏文・和文：1部
	プロジェクト完了報告書 ※写真集合む	第2期契約終了時	和文：3部 仏文：10部 CD-R（和文及び仏文）：1枚

プロジェクト完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

- 1) 業務計画書
 - ① 業務の実施方針
 - (ア) 業務実施の基本方針
 - (イ) 業務実施の方法
 - (ウ) 業務フローチャート
 - (エ) 作業工程計画
 - (オ) 要員計画
 - (カ) その他（再委託業務の仕様、機材輸入、輸送計画、その他必要事項）
 - ② コンサルタントの業務実施体制
 - ③ 全体見積金額と当該年度契約金額
- 2) ワーク・プラン
 - ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - ② プロジェクト実施の基本方針
 - ③ プロジェクト実施の具体的方法
 - ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
 - ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
 - ⑥ 業務フローチャート
 - ⑦ 詳細活動計画（WBS等の活用）
 - ⑧ 要員計画
 - ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
 - ⑩ その他必要事項
- 3) モニタリング・シート

モニタリング・シートは、JICA指定の様式に基づき作成すること。
- 4) 業務進捗報告書／事業完了報告書記載項目（案）
 - ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
 - ② プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - ③ プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
 - ④ 上位目標の達成に向けての提言
 - ⑤ 次期活動計画（進捗報告書のみ）
 - ⑥ 添付資料
 - (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
 - (イ) 業務フローチャート
 - (ウ) 詳細活動計画（WBS等の活用）
 - (エ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - (オ) 第三国研修実績
 - (カ) モロッコ人・日本人専門家の対象アフリカ諸国派遣実績
 - (キ) セミナー実施実績
 - (ク) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - (ケ) 合同調整委員会議事録等
 - (ケ) その他活動実績

注) ④、⑤及び(キ)の引渡しリストは事業完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

以下の技術協力成果品を、業務進捗報告書及び事業完了報告書に添付すること。

- 1) 第三国研修業務方法書（含むロジスティックス）及びマニュアル
- 2) 各研修実施機関講師の人材育成計画
- 3) 第三国研修・第三国専門家派遣実施報告書（含む対象アフリカ諸国人材・所属組織の能力向上に係る分析）
- 4) 第三国研修カリキュラム・テキスト・指導案（現行のものが存在する場合はその改善案）
- 5) 道路・港湾分野の人材育成に関する対アフリカ対象アフリカ諸国南南協力戦略文書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS
- 4) 業務フローチャート、業務の達成度

(4) JICAプロジェクトブリーフノート

- 1) JICAプロジェクトブリーフノートの基本コンセプトは以下のとおりとし、電子データによりJICAへ提出する。作成イメージは、以下のURLにある事例を参考にする。
<http://www.jica.go.jp/activities/issues/water/case.html>
 - ・プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）
 - ・プロジェクト開始当初から1年毎に内容を更新し、プロジェクト終了時には最終結果までを含むようにする。
 - ・日本語及び英語の二言語で作成する。
- 2) 和文・英文共にA4版8枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。
- 3) 項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の4段落の構成とし、最後にプロジェクト実施期間を明記する。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。
- 4) 1ページ目はタイトル（タイトルの左下にJICAのロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は2段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォント

はMSゴシック（太字）で大きさは16、タイトル上の「JICAプロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12とし、本文はMS明朝で大きさは10.5、日本語本文中の英語はTimes New Romanで大きさは10.5とする。英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントはMSゴシック（太字）で大きさは16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12とし、本文はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

- 5) 「JICAプロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を用いてプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本プロジェクトの実施期間は、2021年3月～2024年8月（42ヵ月）とする。
また、事業フェーズを以下のとおり区分けする。

- ・第1期：2021年3月～2023年4月
- ・第2期：2023年5月～2024年8月

このため、各期の契約期間の終了時点において、次期以降の契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAと協議する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

- ・第1期：34.6 M/M
- ・全体：44.1 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下①に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、下記の専門分野は複数の専門分野を1人の専門家が担当することも妨げない。また、総括の兼任担当分野を変更することも同様である。

- ① 総括／道路維持管理（2号）
- ② 港湾管理・運営（2号）
- ③ 橋梁維持管理
- ④ 高速道路計画・管理
- ⑤ 港湾荷役機械
- ⑥ 研修計画・モニタリング・評価（3号）

3. 対象国の便宜供与

JICAが2017年10月11日にモロッコ政府と締結したR/Dに基づく。（各実施機関における執務室、及びカウンターパートの国内旅費はモロッコ側の提供。）

4. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託は想定していない。ただし、再委託が必要と考えられる業務がある場合、必要に応じて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託することを可とする。再委託項目を提案する際は、再委託とする技術的妥当性、経費節減の根拠をプロポーザルで示すこと。

現地再委託に関しては、経費節減及び技術的効率性の向上という趣旨を踏まえ、本見積として提案すること。

5. 資機材調達

【第3 特記仕様書案】、5. 実施方針及び留意事項、（13）に記載のとおり、別見積とする。なお、本プロジェクトでは、プロジェクト車輛の購入を予定していないので、必要に応じて、レンタカー調達費用を本見積として含

めること。

コンサルタントは、当機構の業務の一環として関連する会計規程を遵守した方法手段をとり、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年度6月版）に従って資機材を調達すること。

6. 関連資料

本プロジェクト関連の以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で閲覧可能です。

・モロッコ王国 道路保守・建設機械訓練センター終了時評価報告書（1996年）

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000039294>

・モロッコ王国 道路保守建設機械訓練センター機材更新計画基本設計調査報告書（2004年）

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000164102>

・モロッコ国・特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業報告書（2017年11月）

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000033712>

・モロッコ王国 アフリカ交通人材育成プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2018年11月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039554.html>

・仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト（2015-2018年）

<https://www.jica.go.jp/project/morocco/002/outline/index.html>

<https://www.jica.go.jp/project/morocco/002/index.html>

また、配布資料は下記のとおり。

・締結済みR/D（2017年10月11日署名、2018年7月5日及び2020年12月（改訂予定））

7. 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとする。年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるため、会計年度ごとの精算は必要ない。

8. 安全管理

（1）現地での業務実施に当たっては安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICAモロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れ

る体制とするとともに、夜間作業を実施する際はJICAモロッコ事務所に対して事前に連絡をすること。

- (2) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- (3) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICAモロッコ事務所の助言を得て、必要な措置を講じること。
- (4) 業務従事者は、各現地業務に先立ち、外務省海外旅行登録「たびレジ」に渡航情報を登録すること。
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。
「たびレジ」登録は、共同企業体及び補強で参加している者も同様に必須とする。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。